

総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和4年9月9日(金)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
請願第1号 旧JR三江線伊賀和志区間の鉄道資産を活用したトロッコ運行実証実験の実現協力について
議案第63号 三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案)
議案第64号 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)
議案第65号 三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(案)
議案第72号 工事請負契約の一部変更について
- 4 出席委員 横光春市、中原秀樹、竹原孝剛、穴戸 稔、齊木 亨、藤井憲一郎、徳岡真紀
- 5 欠席委員 小田伸次
- 6 説明のため出席した職員
【経営企画部】宮脇経営企画部長、渡部企画調整課長、加藤企画調整係長
【三良坂支所】落合三良坂支所長、滝口三良坂支所次長、森田地域づくり係長
【都市建築課】大前都市建築課長、山田建築指導係長
【選挙管理委員会】児玉選挙管理委員会事務局長、西山選挙管理委員会事務局主査
【総務部】細美総務部長、桑田総務課長、中村職員係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○横光委員長 皆さん、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、これより総務常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、本委員会は成立しております。

この際、ご報告いたします。本日の委員会の欠席者として、小田議員から一身上の都合により欠席の旨、届け出がありました。以上で報告を終わります。

なお、暑いと思われる方は、適宜上着をおとりください。

本日の委員会審査日程について申し上げます。

審査日程は、すでにお示ししております委員会審査次第のとおりでございますが、再度、確認の意味も含め、説明させていただきます。

最初に、本定例会に提出がありました請願についての審査を行います。請願第1号「旧JR三江線伊賀和志区間の鉄道資産を活用したトロッコ運行実証実験の実現協力について」は、8月22日に、特定非営利活動法人伊賀和志江の川鐵道理事長の漆本孝博氏から提出されました。委員会では、昨日、8日木曜日に請願の内容に基づき、現地に出向き状況の調査を行いました。

漆本様には、いろいろとご配慮くださり、改めて、感謝申し上げます。

本日は、請願の趣旨、団体の思いなどをお話いただき、その後、委員から請願に対しての不明な点や問いたい部分等の質疑を行わせていただきます。

それが終わりましたら、ここで提案者の方には退室いただき、次に、請願に係る経営企画部から、市のこれまでの取組、そして請願に対する見解などを中心にヒアリングを行います。請願に係る双方の聞き取りが終わりましたら、ここで一旦休憩を挟み、再開後は議案4件の審査に移ります。なお、室内の換気のため、時間を見計らって休憩を挟むことも考えております。

予定では、午前中に議案第72号「工事請負契約の一部変更について」及び議案第65号「三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）」の2議案について審査を終えるよう計画しております。

時間の経過を見ながらではありますが、予定ではここでお昼休憩をはさ、午後残りの議案の審査を行いたいと思います。

これまでの説明について、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○横光委員長 はい。それではよろしくお願いたします。委員の皆様には円滑な議事進行に対するご協力をお願いいたします。

それでは、請願の審査に入ります。改めて、請願提出者におかれましては、ご多用中おいでいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほども触れましたが、本日請願を提出されました内容については、ご説明していただき、その後、委員の方から何点か質問させていただくことになろうと思います。時間は、説明と質疑を合わせて30分程度を予定させていただいております。また、本日の委員会審査は、ケーブルテレビで生中継されております。映像やマイクによる音声の収録等の関係もごございますので、発言はすべてお座りのままでお願いいたします。

また、発言される場合は、委員長と挙手してください。私から指名いたしますので、その後、発言を始めてください。よろしいでしょうか。

それでは挙手して、請願の趣旨について説明を始めてください。

○漆本理事長 はい。

○横光委員長 漆本さん。お願いします。

○漆本理事長 NPO法人伊賀和志江の川鐵道の理事長をしております漆本といたします。よろしくお願いたします。本日、副理事長の日高も同席をさせていただいております。日高は、NPO法人江の川鐵道の理事長もしております。よろしくお願いたします。

今議会に私どもが提出をさせていただきました請願の内容を説明させていただきます。

JR三江線廃止後の地域の活性化と、広域観光商品開発のために、旧JR三江線伊賀和志区間の鉄道資産を活用した旧口羽駅、伊賀和志駅、宇津井駅間のトロッキ運行実証実験を島根県邑南町、JR西日本の三者間のプロジェクトとして実現できるよう、JR西日本と三次市で使用貸借契約を締結していただくよう請願するものでございます。

この請願の理由でございますが、私どもは、三江線廃線後の地域振興に少しでも寄与したいとの思いから、令和2年に特定非営利活動法人伊賀和志江の川鐵道を設立し、令和3年2月には、NPO法人江の川鐵道と江の川に係る第4号橋梁をトロッコでわたる観光庁実証事業を共同で行ってお

ります。

令和3年度以降も、邑南町さんがJR西日本と鉄橋の使用貸借契約を結ばれ、NPO法人江の川鐵道が、トロッコで鉄橋をわたる実証実験を行っております。今年の8月も土日運行し、ほぼ満員の乗車で大変好評でした。

私どもは、より魅力ある事業を目指して、今年の4月にNPO法人江の川鐵道とともに、口羽駅、伊賀和志、宇津井間のトロッコ運行の実証実験の実現に向け、市に対し協力いただきたい旨の要望書を提出いたしました。

しかしながら、この要望書に対する市からの回答は実証実験に係る伊賀和志区間の鉄道資産の借用を予定していないというものでございました。資料番号1として、この回答書の写しを添付しております。

その理由として、三次市旧三江線鉄道資産検討委員会の提言に伊賀和志区間の言及はなく、作木町においても、門田地区の取得のみとすることで整理された経緯があること。

伊賀和志区間を活用したトロッコ運行は、旧口羽駅と旧宇津井駅を発着とするトロッコ運行の魅力を上向きさせるものと認識し、伊賀和志区間は三次市の区域ではあるが、邑南町で借用されることが望ましい。との2つの理由でございました。

1点目の検討委員会の提言に伊賀和志区間の言及はない。とされますが、この提言はJR西日本からの鉄道資産の無償譲渡を前提として検討された経緯がございます。

平成30年11月21日にこの提言が出された後、JR西日本から市町との使用貸借で鉄道資産を使っていいという方針を出され、それも鉄橋、トンネル、擁壁等の構造物の安全対策はJR西日本の方で行うというふうにお聞きをいたしました。使用貸借が可能ということになりますと検討の前提が全く違って参ります。

資料番号2には、JR西日本から市に提案された使用貸借に係る文書で市議会から間接的にいただいたものです。この文章を見ますと社会実験も含め、観光振興にJRも協力する旨が示されております。

2点目の邑南町の鉄道公園の魅力を上向きさせる取組であることから、邑南町が伊賀和志区間の三次市地域も含めて一体的に借用されることが望ましい。ということについて、私たちの考えは、これを機会に、三次市伊賀和志区間の魅力も一体的に向上させていただきたいというふうに思っております。

資料番号3の請願区間図を見ていただきたいと思います。旧口羽駅から宇津井駅の区間距離は4.8キロです。そのうちの3.5キロ、73%が三次市の区域でございます。この区間には、さくぎ郷土芸能伝承館、ブッポウソウ観察小屋、NPO法人元氣むら作木さんによる江の川ラフティングツアー、柳原の梅林といった多くの観光資源がございます。この実証実験が実現すれば、これらはトロッコから見ることも、そして楽しむことができます。

昨年9月に策定された三次市観光戦略の取組の方向性として、「ストーリー性を持った広域周遊の観光プロダクトを開発する」「庄原市、安芸高田市、世羅町、邑南町、飯南町といった三次市に隣接する地域と共通性やテーマ性の高いコンテンツで連携して商品を造成する」と観光戦略の41ペ

ージに書かれております。

この観光戦略に基づき、邑南町、三次市、JR西日本の三者で、鉄道資産を活用した観光商品づくりを検討してみることが観光戦略の目指すところだというふうに思います。

邑南町は今年の4月、広島市と広島広域都市圏連携協定を締結され、広島広域都市圏に参画をされました。三次市も、令和3年4月に参画しています。

広島市を中心とした都市部から芸備線を利用して、路線バスでおいでいただき、トロッコに乗ってもらう。実際にそういった乗客はおられます。あわせて、芸備線や路線バスの公共交通機関の利用促進にも繋がって参ります。

三次観光戦略に基づき、稼ぐ力の創出に繋がるよう、三次市と邑南町がJR西日本から鉄道資産を一時借用していただき、口羽、伊賀和志、宇津井間のトロッコ運行の実証実験を行わせていただきたい。私たちは、実証実験による経済効果、波及効果、問題点等を検証して参ります。

資料番号4に、令和3年に江の川鐵道が行った実証実験の結果及び今後の5ヵ年計画を提示しております。将来、旧伊賀和志駅をトロッコ列車の発着ターミナルとして活用していく方針であります。このことが実現すれば、現在の邑南町域のみのコースに比べて、飛躍的に魅力が向上して参ります。

三次市におかれましては、JR西日本から伊賀和志区間の鉄道資産を借用していただき、私たちの提案する広域観光商品づくりにご協力いただきますよう、ここに請願するものであります。以上です。ありがとうございました。

○横光委員長 はい。ただいま、請願者からの説明が終わりました。

委員の皆さんから何か不明点、或いはご質問がございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。質問のある方は挙手願ひます。はい。徳岡委員。

○徳岡委員 はい。今日はありがとうございます。そして、昨日も視察をさせていただきまして、丁寧なご説明をいただいて本当にありがとうございました。

以前、私も乗車をさせていただいたんですけども、改めて、江の川の美しさだったり、鉄道の魅力というものを感じさせていただいたんですけども、2点、主に質問をさせていただけたらと思ひます。

一つはですね、三次市が今回こういった返答をしたということで、一番心配をされているところの一つの問題が、安全性だと考えるんですけども、その安全性の対策に関して、今回の実証実験でどのような対策を考えられて、それを実証実験の中に入れようとされているのかということが、一つと。これまで、危険なことだったり、運行されている中で危険なことだったり、そういった事例はあるのかということをお伺ひしたいということと。そして、もう一つですね、地域との連携というものが、今、作木の皆さんと一緒にされていらっしゃるかと思うんですけども、その連携が欠かせないかなというふうに思うんですけども、現在行われている、地元との連携というもの、そして協働の取組等あれば教えていただけたらと思ひます。

ごめんなさい。もう一つありました。すいません。もう一つなんですけれども、今回、実証実験される区間、ほかですね、あまり鉄道に興味のない方だったり、そういう方でも、どこを、一番魅

力的なのか、その方たちが魅力を感じるような、皆さんが考えられるポイントっていうものが、口羽間と、また、今、運行されている場所等は別にどういったところがあるか、少し教えていただけたらと思います。以上3点です。

○漆本理事長 委員長。

○横光委員長 はい、漆本理事長。

○漆本理事長 まず1点目の安全対策についてでございますけども、現在、昨年4月から邑南町の鉄道公園、口羽駅公園、それから宇津井公園でトロッコの運行をやっておりますけども、私たちは乗客を乗せてトロッコを運行するというので、非常に安全対策については、重視しております、一番だというふうに思っております、労働安全衛生法に基づく起動装置動力車の有資格者が常時、乗車して運行しております。

同じように伊賀和志区間の実証実験でも、これまでの実績も含めてやっていきたいというふうに考えております。

それから2点目の地域との連携でございますけども、今年4月からNPO法人元気村さくぎさんが行われている、ラフティングツアーであるとか、eバイクのツアー、これをトロッコと連携をさせていただきまして、ラフティングツアーで柳原まで下っていただいて、柳原から第3橋梁をわたるトロッコ運行に乗車をしていただく。というような連携のセットも考えてございまして、昨年も実証実験でやっております。

他の宿泊施設との連携も少し話が出てございまして、例えば、君田温泉との宿泊のパックとトロッコの乗車をパックで販売していくというような話も出ておりますので、いろいろ実現はしていきたいというふうに考えております。

3点目の伊賀和志区間の魅力でございますけども、口羽区間については、少しレベル、平坦なところを走っておりますので、景色としては、江の川がなかなか見えられないというようなところかと思っておりますけども、伊賀和志区間につきましては、江の川、この下の景色が眺めることができるというようなことが口羽駅、それから宇津井駅と違うところかな、特徴的なところかなというふうに考えております。簡単でございますが以上です。

○徳岡委員 はい。委員長。

○横光委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 はい。ごめんなさい。1番目の質問の中で、これまで何か危険なことが起こったことがあるかっていうことをちょっと再度お伺いいたします。

○横光委員長 はい。漆本理事長。

○漆本理事長 これまでの危険なケースっていうのはございません。

○徳岡委員 はい。

○横光委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 あと2点目のですね、地域との連携という部分で、いろいろと地域のそういう竹の整備だったりをされているというふうにもお伺いしたんですけども、そういったちょっと地域に貢献するような活動っていうものも具体的にされていたかと思うんですけども、そういった部分

は、今、されていることをちょっとお伝えいただければと思います。はい。

○横光委員長 漆本理事長。

○漆本理事長 伊賀和志区間で現在行っておりますのは、沿線の景観、森林景観ですけども、これが非常に森林が荒れてるような状況、放置竹林もございますので、やはりトロッコに乗ってもらって景観を見ていただく場合、やはり、とても良い景観を見ていただきたいというふうに思っておりますので、この景観整備を今一生懸命やっております。放置竹林の森林整備を今、森林整備プロジェクトとして、今、2年ばかりになりますけどもやっております。

それから地域の方の限定の乗車会というのもやっておりますし、作木町限定の住民乗車会というのを今年の3月にやらさせていただきました。以上です。

○横光委員長 はい。他にございませんか。はい。宍戸委員。

○宍戸委員 今日はありがとうございます。昨日の現地視察時にも聞かしていただいたといいますか、話に出たんですが全国3本の指に入るトロッコ運行の地になるであろうと、というようなところからですね。

他のトロッコ運行されている地域の使用貸借の関係ですよね。そういうのはどうなっているのかということで、すべて、他の地域も自治体かとJRとの使用貸借というようなことになっているかというようなところを参考のために聞かせていただけたらというふうに思います。

○横光委員長 はい。漆本理事長。

○漆本理事長 昨日、お話をいたしました3本の指に入るだろうという、ところでございますけども、一つは宮崎県の高千穂あまてらす鉄道、それからもう一つは、岐阜県の神岡鉄道でございます。高千穂鉄道はトロッコの運行をされております。これは60人乗りで、運行10便、月1日の休みで定休日ですけれども、現在、コロナの関係もございまして、60人の定員のところが30人の運行になっておりますけども、非常に盛んにやられております。

こちらは高千穂鉄道が廃線になった時、町が引き取られて、町との契約でやられているというふうに聞いております。

もう一つの岐阜県の神岡鉄道ですが、これはレールバイクでございまして、これも神岡鉄道の廃線の後、町が引き取られて、町との使用貸借契約、これは指定管理ですね、指定管理でやられております。指定管理料0円でやられております。非常に人気の鉄道公園でございます。

○横光委員長 よろしいですか。はい。他にございませんか。質問ありませんか。藤井委員。

○藤井委員 はい。連日、ありがとうございます。

これまでに、口羽駅での催しと、あと宇津井駅での催し、2回行かしていただいて、実際に乗らせていただいて、本当にわくわくするようなアクティビティだなというふうに感じさせていただいています。

昨日からも、お話をさせていただく中で、やっぱり一番、三次市としてといいますか、我々が市民の皆さんに説明するにあたって、伊賀和志、地域ごとみたいな感じにどうしても捉えてしまってますね、例えば、作木の自治連を巻き込んでですね、作木の、先ほどいرونなところでラフティング、いرونなこと提携してとかいうふうな展開をお話されましたけど、でしたら、なおさら、作

木全体としてですね、要望活動をしていただければ、まだ説得力があるんじゃないかなというふう
に感じさせていただいているところなんですけれど、そのあたり、これまでの経緯といたしますか、そ
の中で、どのような働きかけをされてきたかとか、その辺のことが、もし、ございましたら、ご説
明いただければと思います。はい。

○横光委員長 漆本理事長。

○漆本理事長 はい。作木町自治連合会と話は随分さしていただいております。先ほど言いました
ように、作木町住民限定の乗車会なども開いておりますし、これまで、JRさんからの無償譲渡を
前提として話が進んで参りましたが、最近になってJRさんの方から、このように使用貸借で
使っていると、構造物もJRさんの方で安全対策をやりますよと、というような観光振興にJRさん
も協力をしていただけるってということがわかって参りましたので、自治連合会さんにもその旨は伝
えております。

今回、実証実験をやらせていただいて、どういったものか、どういった成果があるのか、問題
点があるのかっていうのを一度検証させていただいてですね、作木町自治連合会さんとも、再度、
いろいろ検討していきたい。三次市全体の問題として、観光開発として、ちょっと検討していきた
いというふうな思いが一番でございます。

○横光委員長 よろしいですか。はい。宍戸委員。

○宍戸委員 すいません。三次市への要望から回答に至る経緯をちょっと、聞かしていただきたい
んですけれども、今年の4月21日で要望をされたと、それは文章だけの要望なのか、こういうよう
な形で市に対して、市役所に来られて、先ほどの口頭での要望というようなことも含めて、要望書
を出されて、で、その回答というのは、回答書を添えて市の方から口頭で先ほどありましたような
事で、応じられないという経過だったのか、そこら辺ちょっと聞かしていただければというふう
に思います。

○横光委員長 はい。漆本理事長。

○漆本理事長 私と日高副理事長でこちらの方へ来させていただきまして、要望書を出しておりま
す。その際にいろいろご説明はしております。

回答の文書につきましては、文書をいただいたということでございます。直接ではございませ
ん。

○横光委員長 はい。よろしいですか。はい。竹原委員。

○竹原委員 昨日もちょっとお尋ねしましたが、三次市の負担ですよ今後の。これ無償貸借した
ときの、これが幾分ネックになつとるのかなというふうに思うんですが、そのあたりが三次市の回
答書の中でも、明確には書いてありませんが、そうかなあと思っています。

それから、もう一つはここへアクセスといいますかね、そこへ来られる方で、芸備線を使って、
ここへ来るといふ、もう利便性といいますかね。それについては、今の現状では、ほとんどが自家
用車かなんかの方が多いんだろうと思いますが、そういう利用の仕方というのはどの程度なんで
しょう。

○横光委員長 はい。漆本理事長。

○漆本理事長 三次市の経費の負担の点でございますけども、三次市とJRさんの方で使用貸借をしていただければ、これはもう無償の契約でございますので負担はございません。ただ、税金については免除してくださいというふうに、JRからの文書がございますけども、三次からの負担はございません。

それから、トロッコの運行に関わる維持管理とか、そういったものにつきましては、伊賀和志江の川鐵道、それから江の川鐵道で一体となってやって参ります。沿線の支障木の伐採であるとか、草刈であるとか、そういった諸々を含めての維持管理もすべて、こちらの方でやりますので三次市の負担というのは全くございません。

それから、2点目の利便性のことでございますけども、廃線後のトロッコに乗りたいといった方、全国からの鉄道ファンの方もいらっしゃいます。この方たちは、とにかく鉄道に乗って、公共交通機関乗ってきたいという方でございますので、少々不便であろうが来られます。芸備線に乗って、備北交通に乗って、トロッコに乗りに来たという方は、関西、関東、それから全国から来られますので、そういった方はおられます。大きな割合ではございませんけど、おられます。はい。以上です。

○横光委員長 はい。竹原委員。

○竹原委員 基本的には、三次市の負担はないということですが、伊賀和志駅の周辺の整備ということになれば、これは、どこが負担を、今もちょっとありました駐車場とか、トイレとか、様々な古くなったところの整備というのはどうなんでしょうか。これは三次市でするのでしょうか。

それと、もう1点、自家用車でない、遠くから来ていただく人の割合というのはどのぐらいなのか、わかればちょっと教えてください。どれぐらい呼び込めるのかなというのが、もし、分かれば。

○横光委員長 はい。漆本理事長。

○漆本理事長 整備の負担の部分でございますけども、昨日、見ていただいた駅の裏側にスペースがございます。この駐車場のスペースでございますけども、これらにつきましては、この5カ年の計画書に書いておりますように、自主的な整備をやっていきたいと。我々が整備をやっていきたいというふうに考えております。トイレにつきましても、今後の検討課題だというふうに思っておりますけども、私たちの力で何とかできないかなというふうには考えております。今後の運営次第だというふうに思っております。

それから、もう1点の割合でございますけども、昨年の実証実験の計画成果と5カ年計画の4ページの中に、来場者の割合が書いてございます。述べております。そんなに割合としては多くございませんけども、やはり広島県、島根県がほとんどでございますけども、その他として13%、28人というような割合となっております、これぐらいかなというふうに思います。

○横光委員長 はい。竹原委員。

○竹原委員 何でこられたかというのはわからないですねこれでは。交通機関がこれだけでは。

○横光委員長 はい。漆本理事長。

○漆本理事長 自家用車以外にですね、公共交通機関しかございませんので、実際詳しくこのアク

セスについては、昨年調べておりませんが、公共交通機関、芸備線、或いは、備北交通の路線バスを使ってこられた方がほとんどでございます。

○竹原委員 それと、今、駐車場やトイレ等々の整備を三次市がするというにはならんのか、三次市にして欲しいと。公的機関として。

○横光委員長 はい。漆本理事長。

○漆本理事長 出来ればしていただきたいというふうには思いますけど、私どもの姿勢としては、自分たちでやっていくというような姿勢で取り組んで参りたいというふうに思っております。

○竹原委員 はい。今の話で駅の裏側の方の公園化とかいう話もちょっとされましたよね。それは、もちろん、江の川鐵道の負担でやる。それか、市がですね、そういうことまで整備をしていて、人を呼び込むということも、どっかよそだったのですが、竹やぶをアスレチック風にして、やっておられるところがありますよね。これだけの竹林があるんで、そういうことも含めて整備というのは公も民間も一体となって、やればいかなというふうには思いますが、そのあたりはどうでしょう。

○横光委員長 漆本理事長。

○漆本理事長 現在、竹林整備はひろしま森づくり事業の助成金を活用してやらせていただいております。昨日、お話がありました駅の北側の森林の整備でございますけども、大きな施設をどんどん作っていくということは全く考えておりませんで、現在ある樹木であるとか、そういった地形を生かしたもので考えていきたい。経費は考えずに、やっていきたいというふうに考えております。いろんな民間の助成金もございます。そこらも活用させていただきながら、取り組んで参りたいというふうに思っております。この地域はブッポウソウの飛来地でございますので、大きな整備ができないかと思っておりますので、現在のブッポウソウが飛んでくるような自然環境を整える公園というような形でやっていきたいというふうに考えております。

○横光委員長 他にございませんか。はい。齊木委員。

○齊木委員 私、ちょっと質問というのも難しいですが、今回、三次市にどうでもお願いせんといけんというところがですね、やっぱり、邑南町長さんの言葉で、やっぱり筋は筋と。敷地については、三次市分については、邑南町が借りるべきではないというそういう見解をされたと思うんです。そのことについて、今回、三次市へ請願書を出している訳と私は思っているわけなんですけど、邑南町が実際これを借りるということは、今のところされないうえ。

○横光委員長 はい。漆本理事長。

○漆本理事長 邑南町長さんとも少し話もさせていただきました。で、齊木議員が言われましたように、やはり、筋は通していくべきだというふうに町長も言われております。確かに、もし仮に、三次市の区域を邑南町が借りてやるということになりますと第三者から見るとですね、三次の区域に入りました。ここは、ただども邑南町がやられているんですよっていうふうに第三者は、これを見たときに、三次市は何もしない市ということになってしまいます。三次のブランドメッセージ「みよし 人よし 元気よし」とありますけども、何もチャレンジをしない三次市になってしまいますので、それはやはり、邑南町さんと三次市が一体となって、共同のJRさんとも含めた3の共

同プロジェクトとしてやっていくということが、全国に発信する三次ブランドメッセージだというふうに私は考えております。

○横光委員長 よろしいですか。はい。私の方から一つだけ確認させてください。

安全対策でトロッコに乗車される方には、全て保険を掛けていらっしゃるということで理解させてもらってよろしゅうございますね。はい。漆本理事長。

○漆本理事長 保険につきましては、乗客のみならず、乗務員、それからスタッフ、全体を掛けております。施設の破損なんかについても保険を掛けています。総合の保険を。今回、掛けております。

○横光委員長 他に質問ございませんか。どうぞ。副委員長。

○中原副委員長 はい。先ほど、竹原委員からも聞かれとったトイレとかですね、駐車場のところで、この表の13ページに宇津井駅にはイベントスペース等の整備と書いてあるんですけども、これはさっきの話だと、江の川鐵道の方で自主的に、これは進められて、できたものなのか。それとも島根の方でもご協力をしてもらってこの整備に至っているのか、ちょっと聞かしてください。

○横光委員長 漆本理事長。

○漆本理事長 宇津井駅につきましては、現在、邑南町さんの方でトイレを一基だけですけれども、小さなトイレですけれども整備をされました。それから、駐車場につきましても、この秋に駅の周りを整備をされる予定でございます。この駐車場のスペース等を使いまして、イベントスペースということになるかというふうに思います。

○横光委員長 はい。中原副委員長。

○中原副委員長 確認ですけど、それは向こうが自主的にこうやろうと言ってくれたものなのか、お願いをして、そこに至ったのかいうところをちょっと教えてください。それと、もう1個、ちょっと話が変わりますけれども、年間通してことになりますけれども、寒い時期も当然ありますし、冬の間とか、雨の多いときとかですね、そういう時の進め方といいますか、その辺はどう考えられとらんかお願いします。

○横光委員長 はい。漆本理事長。

○漆本理事長 宇津井駅の整備につきましては、すいません、私も詳しくはちょっとわかりませんが、町が非常に協力的で、また人がたくさん宇津井駅には来られます。田舎イルミとかっていうことで、2、3万人という人が来られますので、やはり、そこは整備をしないといけないというような、町の思いもあってやられているというふうに解釈をしております。

それから、冬期とか梅雨のシーズンでございますけれども、やはり12月から2月にかけては雪も、積雪もございますので、休業したいというふうに考えております。それから梅雨のシーズンにつきましても休業したいというふうに考えております。この休業の期間を使いまして、車両の点検整備でありますとか、路線の維持管理を徹底的にやっていきたいと、そういう安全管理の期間を設けていきたいというふうに考えております。

○中原副委員長 はい。

○横光委員長 はい。他に質問はないようでございますので以上で、請願第1号の「旧JR三江線

伊賀和志区間の鉄道資産を活用したトロッコ運行実証実験の実現協力について」の提出者のヒアリングを終了いたします。漆本理事長さん、日高さん、本日はありがとうございました。

(請願者 退室 経営企画部 入室)

はい。それでは続いて、この請願に係る所管であります経営企画部に対するヒアリングを行います。宮脇経営企画部長、よろしく願いいたします。

○宮脇経営企画部長 委員長。

○横光委員長 宮脇経営企画部長。

○宮脇経営企画部長 請願第1号「旧JR三江線伊賀和志区間の鉄道資産を活用したトロッコ運行実証実験の実現協力について」経営企画部から説明をさせていただきます。

まず、これまでの経緯でございますが、旧JR三江線鉄道資産に係るこれまでの経緯でございますが、平成30年4月1日で旧JR三江線が全線廃止となりました。

その後、5月には市内関係機関等による三次市旧三江線鉄道資産検討委員会を設置し、同年11月に旧三江線鉄道資産の取り扱いに関する提言書をいただいたところでございます。

この提言書に基づきまして、三次町の旧尾関山駅周辺、栗屋町の上荒瀬踏切周辺、旧栗屋駅周辺、作木町門田地区を取得したところでございます。

伊賀和志区間につきましては、令和2年に特定非営利活動法人伊賀和志江の川鐵道を設立されて以降、旧伊賀和志駅を活用したトロッコ実証実験のご要望をいただいているところでございます。

この度、令和4年4月27日付で江の川鐵道理事長の日高様、伊賀和志江の川鐵道理事長、漆本様より、旧JR三江線伊賀和志区間を活用したトロッコ運行の実証実験に向けたJR西日本との協議協力について要望書をいただきました。

この件につきましては、伊賀和志区間の借用は予定しておりませんが、伊賀和志区間を活用したトロッコ運行の社会実験が実施される場合には、利用促進に向けた広報等、積極的に協力いたしますと回答したところでございます。

借用しない理由につきましては、先ほど、漆本様からご説明のあったところでございますけれども、伊賀和志区間を活用したトロッコ列車については、すでに実施されております旧口羽駅及び旧宇津井駅を発着とするトロッコの運行の魅力を、さらに向上させるものであると認識しております。そうした観点から、伊賀和志区間については、土地所有者である西日本旅客鉄道株式会社と調整の上、邑南町で一体的に借用されることが望ましいと考えております。

両NPO法人の実施されたトロッコ列車の運行等は、昨年度、国土交通省の手づくりふるさと賞を受賞されるなど、その活動につきましては敬意を表するところでございます。

伊賀和志区間を活用したトロッコ運行の社会実験が実施される場合には、利用促進に向けた広報等、積極的にご協力したいと考えております。以上でございます。

○横光委員長 はい。ありがとうございました。今説明がございましたが、何か質問ございましたら、挙手にてお願いいたします。

○齊木委員 はい。委員長。

○横光委員長 齊木委員。

○齊木委員 ただいまの説明の中で邑南町が一体的に伊賀和志区間、三次市区間を借りた方がよいという思いを三次市が持っておられることと、その分については、どういたしますか、邑南町の方へその意向は打診されておるようには聞いておりますけれども、邑南町から「よろしい」とする意見があったかどうか。

それとですね、市の思いの中で、もし、私、前提は、無償譲渡時の話を今、少しされましたけれども、今回、JRが出された意見の中で、あくまでも、使用貸借と、いわゆる無償、賃借でなく無償貸借、無償の使用貸借ということを出された中で、責任分野がJRは、橋梁・トンネル、そういう構造物に対しての安全対策及び整備についてはするということ言われておると思います。それに対して、日常点検、そういった、市の負担になるものがあると困るということを市の方の思いであると思うんですが、その当初、ちょっとスタートの基本がどう言うんですか、30年11月の提言のあれが基本になつるのが、ちょっと私らも今、引っかかって聞いておるんですけども、市の負担について、どのようなものか、考えておられるかいうことをちょっとお聞きしたいと思います。邑南町の方の意見と、市の負担です。はい。

○横光委員長 渡部企画調整課長。

○渡部経営企画課長 はい。1点目のご質問でございますが、邑南町の方へ打診したかということと、邑南町側の返答の件でございますけれども、回答書にも書いておりますし、先ほども部長も申し上げましたように、邑南町の方で借りていただきたいということは、邑南町の方に伝えておりますが、邑南町の方のお答えは、三次部分は三次市で借りていただきたいというご返答をいただいております。

それから、三次市の負担部分とJRの負担部分のあたりですけども、先ほど、漆本様もおっしゃってございましたけれども、前提条件が譲渡から、無償での貸借ということに変わったわけではございますが、借用であっても、安全性の確保ですとか維持管理といったあたりの確保というあたりでの持続可能性については、心配をされるところであります。

先ほどありましたように、大きな橋梁やトンネル擁壁等についてはJRの方で管理していただけるということでございますが、その他の日常的な管理、草刈ですとか、レール点検ですとか、ごみの管理ですとか、その他、事故の初動対応などというのは借主側のこちらの負担となるというふうに認識をしております。

○横光委員長 はい。齊木委員。

○齊木委員 先ほど、漆本理事長がちょっと話してましたが、安全性の確保について説明もありました。今のところ、路線については、JRの中でも、新線、新しい計画の方式の線路で、レールそのものを50キロレールから、枕木については全部コンクリート枕木ということで、線路関係の保守については、ほとんど今のところ問題なく、もし、心配される部分とすれば台風とか、大雨時の災害ですけど、あそこはもともと雪崩防止を、もう当初から計画されて、もう線路の山手は全部、金網擁壁で覆ってあることで、だから、灯トンネルを作られたりして、比較的、安全性に関しては、すごく線路自体の構造がしっかりしたものになっております。市が将来負担せんといけんことがある、事故とかなんかいう部分については先ほども、保険で対応したいということは言うておら

れるようなんですが、そこら辺がちょっと市の方に無理があるんじゃないかと、私、聞かしてもらったんですが、いかがですか。

○横光委員長 はい。渡部課長。

○渡部企画調整課長 はい。運行に対する安全性については、先ほど漆本さんもおっしゃいましたように、マニュアルを作って、しっかり対応されていると思います。

それから、ハード的なところの安全性につきましては、大きなものはJR、それ以外は三次市なり、NPO法人さんの方でということになりますけども、先ほども少し話になっておりましたけども安全性の確保とか維持管理といった、将来の負担の部分につきましては、作木町域全体でのまちづくりの位置付けというのがない中で、そういう中で、将来の維持管理のあたりが十分支えていけるのか、どうかというところは懸念がある部分だと思っております。

○横光委員長 はい。齊木委員。

○齊木委員 結局ですね、その地域の者にしてみれば、自治連を通して、すべてを出したら、市の方がそれを受けられるかどうかというのはちょっとわかりませんが、地域が一つの、どう言いますか、雲の糸じゃありませんけど、それを頼りに地域を盛り上げようとしている、そういう気持ちのところをですね、市がどのように、今のような説明だけで酌み取られるんか、もう、これまでの計画になかった、点で発生したということで、もうそこで投げられるんかという、私ちょっとそこら辺の市の思いですね、あれがもう少し欲しいと思うんですが、そこら辺の市の方の裁量について少しお伺いしたいと。

○横光委員長 渡部課長。

○渡部企画調整課長 はい。先ほどもありましたけれども、旧三江線鉄道資産検討委員会でご議論いただきまして、その中では作木町の自治連合会の方でも複数回検討を重ねられたと伺っております。その上での結論であると伺っておりますので、その部分については尊重すべきものであると考えております。

○横光委員長 はい。齊木委員。

○齊木委員 その点についてはね、作木町自治連のことを、私は観光協会の立場で少し観光振興のためにそこを譲渡して欲しいという話はしたことあります。譲渡についてはもう、その時点で検討委員会の報告でなくなっております。ここだけはっきりしとると思うんですね。

だから、自治連さん、その当時何を思われたかいうと、やっぱり将来的に、任された時、草刈管理とか維持管理いうものが自治連の方に任されると、これはもう、たまったもんじゃない、そういう思いで自治連さんの方は、皆さん、断られたと。

ただ、その時の中に、12行政区がありますけど、そのうちの5行政区のうちの4行政区の方がいないという判断をされたというのは聞いております。要するに1行政区は利用する思いを聞いてるので、できれば利用して欲しい。当時、観光協会については観光振興のために利用して欲しいいう意見書は出しているんです。

だから、最終的な答弁については、両方の意見があろうと思うんで、一方だけを取り上げられるというのは、ちょっともう一つ私いまだに腑に落ちんところがあります。

ただ、その分については、あくまでも無償譲渡はもう、話が切れてますんで、今回はあくまでも使用貸借で物事が始まっておりますから、その辺を切り離して欲しいと思うんですが、もう一度、市の方のお考えをお願いします。

○横光委員長 渡部課長。

○渡部企画調整課長 はい。旧三江線鉄道資産検討委員会でそのようなご意見があったことは、議事録等で確認をしていることであります。今回、前提条件が譲渡ではなく、無償での貸借ということになっているわけではございますが、先ほど申しましたけども、無償の貸借であっても安全性の確保ですとか、維持管理の持続可能性の確保というところは欠かせないものであらうと思っております。日常的な維持管理などは、NPOさんなり、三次市の方で行う必要がありますので、先ほど少しご議論がありましたけども、こういった活動について伊賀和志地域だけでなく、作木町全体での支えが必要であらうと考えております。

○齊木委員 委員長。

○横光委員長 ちょっと他の人の意見を聞きたいと思います。他の委員、いかがでしょうか。はい。藤井委員。

○藤井委員 三次市として要望に対して、快諾できない理由っていうのが、何なんだろうというふうに常々思うわけなんですけど、いろんな心配をされたって、もちろん、我々議員、議会、議員の方も、負の遺産になるんじゃないかであるとか、安全性に問題があるんじゃないかとか、いろんな心配をしておりましたが、現地を実際見さしていただいたり、今日も熱い思いで語っていただいて、三次市は何もしなかったということになるのが一番心配ですとまで言われてしまって、何て言うんすかね、どこでも成功事例があるところって、ものすごく厚い人がいて、その人がもう本当に身を粉にしてやるっていうのをやったところが結果が出ているのをいろいろ見させてもらっているんで、ちょっと、それに値するんじゃないかなというふうに思っているところなんですけど。

江の川鐵道さんが言われるには、市の負担はゼロ、維持管理も修繕も一切かかりませんよというふうにおっしゃっていただいています。で、市としては、その不安要素としては、維持管理がどうなるんだろうとか、いろんな心配をされています。その溝が埋まってないだけだと思うんですけど、そこら辺はもう一度、市としても、もう一度よく確認をしていただいて、もう一回考え直すといいますかですね、せめてというか、その江の川鐵道さんがおっしゃられているのは実証実験期間をですね、ちょっと与えてくれんかというふうな、言い方、おっしゃられ方をしておられたんですよ、昨日も現地でお話をしたんですけど、もう本当、できれば5年、いや、もう1年でもいいですみたいな感じだったんですけど、その辺で実際に伊賀和志地区をですね、走れるような形に、その期間限定でもですね、してあげるとかそういった検討をする余地とか、そういったお考えは、ございますでしょうか。

○横光委員長 はい。宮脇部長。

○宮脇経営企画部長 確かに、NPO法人の皆様の活動については、私どもも敬意を表してるところでございます。しかしながら、ご覧になっていただいたとおり、宇津井駅と口羽駅の間にちょうど伊賀和志があるというような状況でございますので、運行に当たりましては、やはり、市の方も

責任がございます。線路は続いております。邑南町様と三次市と責任の分担という面も出てこようことかもございますので、邑南町さんが一体的にお借りいただく方が望ましいのではないかとこのように考えております。

○横光委員長 藤井委員。

○藤井委員 はい。おっしゃることも、もちろんわかるんですけど、三次市としても観光の広域化であるとか、広域連携であるとかそういったことも、おっしゃられている中で、前へ進めるのに、もちろん、邑南町さんのトップとですね、しっかりお話をさせていただいて結論を出していただくというのが邑南町さんも実際やりたいわけですからね。江の川鐵道さんのお話の中で、僕も一つ、ちょっとハードルが一つあるなと思ったのは、伊賀和志駅を中心にして、口羽駅側と宇津井駅側というふうな形の運行を考えとってんですが、これがね、ただ単に通過点だったら、さほど何ていうかな、僕は難しくないと思うんですけど、そこを中心にして行き来させたいっていうから、だったら、結構な整備が必要になるんじゃないかなっていうふうな懸念というか、それがあつたんですよ。そこら辺のことですね、江の川鐵道さんと、いったい、じゃあ、本当に市の負担がゼロなのか。先ほど、竹原委員からも質問がありましたけど、市が結構、周辺のね、駅を整備する必要が出てくるんじゃないとか、そういった、やっぱり、僕らも本当に市の持ち出しがゼロなのか、それとも、しっかりとした整備をして、するべきなのか。そういったところの、まだちょっとそこら辺が、心配事ではあるんですけど。よく調べていただいて、あと今日の我々のこのお話を聞いた上で、もう一度、邑南町とですね、お話をする機会を作っていただきたいと思うんですけど。それについては、いかがお考えでしょう。

○横光委員長 はい。渡部課長。

○渡部企画調整課長 はい。委員、おっしゃっていただきましたように邑南町、隣町でもございまして、特に羽須美地域においては、経済圏とかですね、社会活動なども作木町と大変結び付が強いと思っております。

江の川流域の賑わいづくりのためには、市とか県域を越えて、連携していくことが必要であろうと思っております。

邑南町側とはですね、観光などについて連携していこうということで話はしておりますが実際、邑南町の町長さんがお見えになったこともございまして、引き続き、事務レベルを通じてですね、対話の機会を確保していきたいと考えております。

○横光委員長 他にございませんか。はい。徳岡委員。

○徳岡委員 はい。少し、藤井委員の質問にも関連するかとは思いますが、大きく二つお願ひします。

一つ目は、先ほど、市の方で懸念されていることの一つの中に安全性という問題があつたかと思うんですけども、それで、先ほどの請願者の説明の中でも、安全を第一で運行しているということや、労働安全衛生法にちゃんとのっとってそういうことを、運行を行っているということと。これまでも、事故は一つもないということをしつかりと強調されたかと思うんですけども、ざっくり、市の方で安全が不安だつたところで、宙に浮いたようになっていふんですかね、そういう議

論ではなくて、やはり細かいところをしっかりと、どこが安全でどこがちょっと心配なのかっていうところをJRも含めてしっかりと詰めていく必要があるのではないかと思うんですけども、これまでに三者、またはJRと協議をされたことがあるのか、そして協議された場合はその内容などを教えていただけたらと思います。

もう一つはですね、少し先ほども答弁にもあったんですけども、邑南町との観光という部分での連携に関してなんですけれども、この請願の中にもありますように三次市観光戦略の取り組みの方向性の中にも、近隣の邑南町も入った中で、そういう広域周遊のプロダクトを開発するというような具体的にこういった戦略っていうものが示されている中で、市町長だけではなく、観光を中心としてきちんとその観光戦略という中で、これまで協議をされたことがあるのか。それがもしあるのであればその内容を具体的に教えてください。以上です。

○横光委員長 渡部課長。

○渡部企画調整課長 はい。1点目のJRも含めた協議ですけども、事務レベルにおいてはJRのご担当者の方、それから、邑南町のご担当者の方、我々含めて協議をしたことはございますが、実際、無償貸借した場合の覚書の雛形のようなものを見せていただいて、こういった格好になりますということで協議をしたことはありますけども、詳細にわたって協議というのは行っていない状況であります。

それから、観光戦略の関係での協議ですけども、これにつきましては、邑南町と作木町、作木支所、それから諸団体中心に観光での連携何かできないかということで、現在、パンフレットの作成ですとか、何かできないかということで事務レベルの協議が続いているとお聞きしております。

○横光委員長 はい。徳岡議員。

○徳岡委員 はい。安全性に関してなんですけども具体的に、ここがちょっと心配なんだ、だからそれを解決するためには、どうしたらいいのかっていうことをJRと市とあと、NPOさんらと協議っていうのは、ちょっと、今の答弁では見えなかったんですけども、今回の請願は実証実験をさせて欲しいということなので、そういった安全性について、しっかりと実証実験していただくということから、そういう協議が始まっていくのではないかと思うんですけども、この、もしこの実証実験をできるということになれば、市として、どういうところをしっかりと調査して欲しいのか、安全性を調べて欲しいのかっていうところが具体的にあれば教えていただきたいのと。あとは、作木と連携でパンフレットなどを作成されているということですけども、パンフレットの作成は、今ある資源でされるということかと思うんですけども、そうではなくて、今から邑南町と鉄道とあと、この江の川っていう三次の大きな観光資源の中心となる、江の川っていうものを通してどういった観光戦略ができるのかっていう具体的なそういった方針っていうものは協議はされていないということですのでよろしいんでしょうか。以上。

○横光委員長 はい。渡部課長

○渡部企画調整課長 はい。実際、運行区間についての具体的な箇所についての安全性については協議をしていないところではありますが、実際、借用するとなればそういった検討が必要になってくるとは思います。先ほどから申しておりますように、まずは、先ほど、部長も申しましたけれど

も、すでに邑南町側で、宇津井駅、口羽駅は鉄道公園として整備されておりまして、トロッコ運行の方も、すでに橋梁の方を借用されて運行されておりますので、今回、そういった事業の拡張ということでもありますので、事業環境について複雑にすることなく、JRとの関係においては窓口一本で対応することが自然な事業環境かと考えているところでございます。

あと2点目の観光の、もう一度お願いします。

○横光委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 観光について、パンフレットなどを作木と一緒に邑南町と作成しているということだと思うんですけども、パンフレット作成するってことは、今ある観光資源をパンフレットとして作成されているということなんですけども、今、鉄道の関係のことが、こうやって、皆さんから注目されて、いろんなところから来られてくる中で、江の川だったり鉄道だったり、三次のそういった自然の観光資源だったり、江の川はすごく大切な大きな観光資源だと思うので、そのあたり具体的にどう邑南町と一体となって観光戦略に基づいて、こういうプロダクトを作成するっていうようなところの具体的な観光への取組の協議っていうものは、されているのか。今、今あるものではなくてこれからこうやって、観光を作っていくんだっていうことに関しての具体的な協議は今まで行われているのか教えてください。

○横光委員長 渡部課長。

○渡部企画調整課長 はい。先ほどもございましたけれども、邑南町が今年の4月から広島広域都市圏に入られたということもありますが、それを前にですね、邑南町長もこちらにお見えになりまして、観光面について三次市とぜひ連携を強めていきたいというお話がございました。

それを受けまして、トロッコ運行に限らず、作木町域、それから邑南町が連携して、何ができるかというところにつきましては、作木支所、作木町の観光協会などを中心に、邑南町と事務レベルで協議が進んでいるものと思います。

私の方がちょっと詳細を把握しておりませんが、トロッコ列車に限らず、これからこういった連携をしていけるのかというところで協議が進んでいるものと思います。

○横光委員長 宮脇部長

○宮脇経営企画部長 安全性の面からでございますけれども、宇津井駅と伊賀和志の間はトンネルが6本、橋が8橋、口羽に向かってはトンネルが1本、橋が5橋ございます。このほか、伊賀和志駅も50年以上、今のトンネルも橋もすべて50年程度経過するものでございます。現時点では、問題はなかろうという話ではございますけれども、実際、運行するということになると、そちらの方はやっぱり再度確認をしていただきたいという思いもございます。

○横光委員長 はい。宍戸委員。

○宍戸委員 はい。なんでこの案件に限って、三次市は後ろ向きなのかなというふうに思うんですね。本来は、地域資源を生かして関係人口の創出を図ろう、地域の活性化を図りたいと。図れやということを総合計画等でも謳っているのに、われらは、これだけ熱意持って地域をどうにかしたいんだと。三次をどうにかしたいんだと。作木をどうにかしたいんじやと。伊賀和志をどうにかしたいんだというふうに燃えている人らがおっての分に対してね、やっぱり行政は応援する立場になき

やいけんのんじゃないか思うんですよ。それが、なんで、検討委員会でも出た結論なんでとか、安全性が云々という、そこら辺を理由にしてから、この話を拒もう、拒もうとしようるように私は見えるんですよ。

じゃあ、今言ったようにねこの件には、この件にこそ、市は、私は応援すべきだというふうに思うんです。

それは、出発点からすべて完璧なものはないにしても、持続可能性に不安があると言われたけども、でも、他のいろんなことにしてもですね、10年先、20年先がちゃんと確約されるようなことはないんですよ。それを、どういうのかな、あまりにも、私的に言うたら本来の行政のどう言うんですかね、悪い部分が出ようような気がしますよね。やっぱり、行政も変わっていかんやいけん中において、やっぱりそういう地域なり、人がおるといことはね、大切せにやいけん。地域資源を生かしてとか、人材を活かしてとかいう言葉では言うけども、これこそ生かしてから行政が応援せにやいけんのを、今の要望書に対して回答書だけ送ったと。で、さっきから、藤井委員も徳岡委員も言われたけども、やっぱり丁寧に対応するいうところがなきやいけんのじゃないかと。この部分はどうかと、心配ないんですかと。いや、こういうような場を設けてね、今の団体の方と、やっぱり応援するにはどうしたらいいかと、いやあれをつくる、市の方で作ってくれとかそういうことじゃなしに、やっぱり、そこら辺を詰めてから、地域の魅力、関係人口の創出につなげていくべきだと。これは本当にいい例だというふうに思いますよ。案件だと思います。それをいろんなところ、いろんな理由つけてからね、市はしませんとかいう、三次市の地域で、さっき隣の部屋で聞かれてたと思いますけど、三次のブランド化なんてできませんよ。三次の地域でやっとなんていうことを言われんじゃないですか。全国に三次ブランドを発信する材料、案件だと思いますよ。

私は、何か聞きよって、すごい残念に思うんですよ。市があまりにも後ろ向きというのは、やっぱり、さっきから出とるように、やっぱり、もうちょっと協議してからね、前向きにやっとなんていべきだというふうに思うんですけどいかがなんでしょうかね。

○横光委員長 宮脇部長。

○宮脇経営企画部長 はい。トロッコ列車の運行につきましては、令和2年にNPO法人を設立されて以降、お話をずっといただいております。

先般の要望の際にもお話をさせていただきまして、その話をまとめたものを回答書として、お渡ししたものでございまして、何回もお話をさせていただいております。そして、皆様方のお気持ちも、敬意を表しているところでございます。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、やはり安全性の問題でありますと同時に、邑南町と三次市がどういうんですかね、分かれて持っているわけではなくて、邑南町の間を三次市が担当するということになります。そうした時の、やはり、何かあったときの責任問題なんかは、やはり大変気になるところでございます。そういった意味で、邑南町さんに借りていただいて、私どもが協力は惜しまないというのが一番良いスタンスじゃないかなというふうに考えておまして、この間、このようにお話をさせていただいております。

○宍戸委員 委員長。

○横光委員長 はい。宍戸委員。

○宍戸委員 ですから、今まで言われとることはそうだというのを繰り返しておっただけであってから、やっぱりこれだけ委員なり、今のNPO法人さんがね、また熱い気持ちで言われとるところは、やっぱり行政も汲むという面を出さんといけんのじゃないんですか。今までこうだからこうなんです、それから前に全然進もうとせん、姿勢というのが私は残念に思いますよね。意見です。

○横光委員長 はい。他にございませんか。はい。竹原委員。

○竹原委員 今、安全性の問題でいうと、この出ている書類で、土地利用についての安全対策については、基本的にはJRが実施するんですよ。三次市にしなさいという契約ではないんですよ。この文章を見ればよ。で、心配なその6のところの、日常的な点検及び維持管理については、三次市で実施をせないけんということ、ここが一番問題なのかなというふうに思いますが、これ試算はしてるん、もし、日常点検、維持管理について、どういう試算をしとるのが分かれば教えてください。

それから、事故対応。これちょっと、よう読み取れんのんじゃないけど、事故等の損害賠償については、5項、6項のこれに基づき、分担するということになれば、これは、三次市も事故対応の損害賠償の対象になるということなんかなというふうに読み取れますが、そこはどうか。

それから、もう一つは、作木の自治、新たな譲渡の時の対応だったんで、今度は、もし無償貸付けだから、そのことは作木町の自治連の方へは、どうかのかという問いかけは、提案ですかね、そういうのをしてもらってないというふうにちょっと聞いたんですが、どうかのかということ。

それから、最後に、このことについての、トロッコ運行事業については評価をしておる、メリットとリスクですよ。今のところで言うと、メリットよりもリスクが高いというふうに三次市は判断してるということなんですかね。だから、これら協力できないという、なんていうか、ちょっと、教えてください。

○横光委員長 はい。宮脇部長。

○宮脇経営企画部長 はい。まず、作木町の自治連との関係でございますが、会長のところへ数回お話をに行かせていただいて、当時の事情から伺っておるところでございます。

三次市の損害賠償の方のことでございますけれども、おっしゃるように7番の事故等への対応は、役割分担に基づき実施するとなっております。実際、私ども、もしやるといたしましても、このような契約書では、とてもできるものではないというふうに思っております。やはり、きっちり役割分担も決めなくてはなりませんし、しかも、先ほど来申しておりますように、邑南町と三次市が間を縫うようにしてある路線でございますので、片側でひっくり返ったから片側の町、こっちは、三次市っていうなことはならないと思いますので、そこらあたりの関係も整理をしなければ、なかなかお受けできるものではないかなというふうに思っております。

試算でございますけれども、ちょっと今、資料を持ち合わせておりませんが、ないのではないかと、すいません、もしかしたら当時やったことがあるのかもしれないのですが、はっきりたことはございませんで、すいません、わからない状況です。

- 竹原委員 安全対策については、了解しとる。5の項目は、基本的には安全対策は。
- 宮脇経営企画部長 今、大丈夫だということだというふうに聞いております。特別何かをすることよりは、現状、安全だというふうに伺っております。
- 竹原委員 そこはもう、クリアしとってという話ですね。ほいで。
- 横光委員長 はい。竹原委員。
- 竹原委員 はい。すいません。メリットと、これやる方がいいことじゃという、幾分、判断みたいなこと書いてあるけど、リスクが高いというのは損害賠償ということだけですか。リスクがあるのは、三次が心配しておるのは。
- 横光委員長 宮脇部長
- 宮脇経営企画部長 邑南町さんとの役割分担の点、それと、先ほど申しあげましたように維持管理の持続可能性というのも心配をしております。ご覧いただいたとおり、なかなか、草刈等の大変な地域でございますし、他の伊賀和志駅に上がる周辺等の整備も必要になってくるんじゃないかというふうにも考えております。
- 横光委員長 竹原委員。
- 竹原委員 役割分担について明確になれば、損害賠償はOKという話よね。で、維持管理が今後いろいろという話でいうと、協定開始期間5年間ということじゃけど、実証実験するのは1年でもいいという、だけでもいいから契約してくれんかという、なかなか難しいかしらんが、それは可能なんですか。
- 横光委員長 はい。渡部課長。
- 渡部企画調整課長 はい。借用期間については、柔軟に対応していただけると聞いております。
- 横光委員長 はい。竹原委員。
- 竹原委員 と言うことになれば、長期間にわたる維持管理の心配というのは要らんですよね。1年なら。実証実験だけのことなら可能性もあるという話よね。はい。分かりました。
- 横光委員長 中原副委員長。
- 中原副委員長 はい。いろいろと難しい課題があるというふうに聞いとる中で、三次市が受け持つんでなくて、邑南町の方で、こうしてもらうんなら、広報もすると。また、全面的に協力をするという、うちはできんこともあるけど、その協力できることはあるような感じで、さっき答弁してもらおうとは思いますが、そのじゃ、何を協力するお考えでおられたり、例えば、すべて島根の方がされて、江の川鐵道の方が運営をしていく中でどういうふうに三次が観光的な部分で広報されるような形になるのかなというの、ちょっと難しいところもあるのかなと思うんですけども、全面的に協力を惜しまないと先ほど言われたんで、出来んことはできんけど、これならできるいうものが明確に今の中でお考えがあるんかどうか、お伺いしたいんですけど。はい。
- 横光委員長 渡部課長。
- 渡部企画調整課長 はい。土地の借用については、先ほどからお話しますようにこれまでの経緯から邑南町の側で一本で借用された方がふさわしいのではないかとこのところ判断をしているところではありますが、それ以外の部分で広報ということを具体的に挙げておりますが、行政として、

こういったご協力ができるかというのはありますけども、まずは、こういったトロッコ運行がされているという広報などについては全面的に様々なツールを使って協力できるのではないかと考えております。

○横光委員長 中原副委員長。

○中原副委員長 広報の方は、今、トロッコやってますよ、素晴らしいものがありますよというような話になるんだと思うんですけども、次、協力できることというのはその広報だけですか。

○宮脇経営企画部長 はい。委員長。

○横光委員長 宮脇経営企画部長。

○宮脇経営企画部長 先ほどもおっしゃっていただいておりますように、ラフティングとの組み合わせた観光のコースの造成などはDMOの方で行っております。そのように、その単体、そこだけではなくて作木町もしくは邑南町も含めた観光資源を組み合わせる観光ルートなども作るようなこともできるかなと考えております。

○横光委員長 よろしいですか。一つ、私の方から、この回答を読ませていただいておりますね、一つについては、もう邑南でやってくださいよと。借りてくださいよと。しかし、トロッコ運行が社会実験が実施されるなら、積極的に協力するという回答でございますが、邑南町は、それぞれ所有している土地については、所有の自治体が借りてくださいという見解を持ってらっしゃる。ということ、実証実験ができないということなんですね。で、今聞かしていただいた実証実験、期間は猶予があるよと。1年でも良い、2年でもいいということになるとですね、まず、実証実験をさせてあげて、市が協力して借りてですね、実証実験すると。その後で次のことを考えていくということが必要なんではないだろうかというふうに私は考えるんですね。

で、この回答を見るとですよ、例えば、NPOがやりますよ、邑南町、協力してやりますよ。市が協力しますよというのは、人がやって一生懸命やったことについて、観光について、良いことがある、うちにありますよっていうのが何となく違和感を感じるんです。先ほどの宍戸委員の言われましたように、どこに主体性があるんか。三次の観光について、三次で大手を振って、こういうことをやっていきますよ。作木町の観光協会がやってらっしゃると連携してやるんですよと。どんな顔しているんですかということなんですよ。胸を張ってですね、三次でやります。邑南町と協力するんですよって、そこに大きな意義があるというふうに私は思うんですよ。やはり、そこらを、やはり柔軟に物事を考えていただきたいというふうに思うんですが、この回答について、全然違和感を感じなく書かれたのかということのもちょっとお答えいただければというふうに思うんですが、いかがでございましょうか。

○宮脇経営企画部長 委員長。

○横光委員長 はい。宮脇部長。

○宮脇経営企画部長 先ほど来申し上げておりますように、江の川鐵道の皆様方の活動については敬意を表するところでございます。

ただ、やはりどうしてもここに書かせていただいておりますように、平成30年の提言は作木町の町内で、大変、細かい単位でお話をしていただいたというふうに聞いておりますので、それはやは

り行政としての継続性という意味もございまして、大変重いものだというふうに思っております。

そして、矛盾しているとおっしゃるかもしれませんが、やはり邑南町で一本化していただく方が、何かとスムーズに運ぶのではないかというふうに思っておりますし、私どもといたしましても、やはり実証実験ということになっておりますが、やはり先のある程度その目標を持った実証実験である必要があるかというふうに思っております。

そういう意味では、やはり持続可能性のところと、安全性というのが気になるところであるということで、このような回答とさせていただきます。

○横光委員長 はい。大体、皆さんにお伺いをさせていただきましたが、最後に、齊木委員、質問をお願いします。

○齊木委員 いろいろと私と違う見解で、皆さん、言葉をいただきました。一つ、気になったのが安全性ということなんですが、この安全性についてはあくまでもJRが施設については責任を持つ。これはあの橋梁にしても、トンネルにしても、一応5年に1回は、点検必ずして、使えるものは使える、使えないときはそこで駄目ですよ。そのことは、JRは、はっきり言われとるというのを私も間接的に聞かしてもらっております。もう、そのことの確認は三次市としては、されてないというのは、ちょっと、この文章に、ついてはされてないですね。それ以後の責任、JRの責任、借りた方の責任、そういう話し合いはされてないように思うんですけど、しきりに安全性のことを言われる部分について、安全性が確保できなくなった時点でこの契約は終了すると思います。そこんとちょっと、しっかり頭に入れて判断をしていただきたいと思うんです。あくまでも安全性が確保できないことは、必ず運行、こういう実証実験ももちろんできませんし、そこんところの判断は三次市の方できちっとしてください。

○横光委員長 それ、質問ですか、意見になりますか。

○齊木委員 意見になりますね。

○横光委員長 はい。では、以上で質問を終わりたいというふうに思います。以上で請願第1号に係る審査を終了いたします。

経営企画部の皆さん、ありがとうございました。

ここで室内の換気作業のため、一旦休憩を行います。再開は、11時40分といたします。

午前11時35分 休憩

午前11時40分 再開

○横光委員長 休憩前に、引き続き委員会を再開します。それでは次に議案審査に移ります。

初めに、議案第72号「工事請負契約の一部変更について」の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

○落合三良坂支所長 はい。委員長。

○横光委員長 落合三良坂支所長。お願いいたします。

○落合三良坂支所長 議案第72号「工事請負契約の一部変更について」ご説明申し上げます。

本案は、三次市三良坂支所耐震化等改修工事において、株式会社老心と締結している工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する

条例第2条の規定によりまして、市議会の議決を求めようとするものです。

その内容につきましては、当初の請負金額、2億9645万円から、変更後の請負金額を3億1830万7000円とし、2185万7000円を増額するものです。

主な変更理由といたしましては、3項目あります。まず、建築工事について約1580万円の増となり、主なものとして旧水道課事務所のリフレッシュ改修や受付カウンターの更新等です。

次に、電気設備工事について、約480万円の増となり、主なものとして、照明器具をLED化する範囲の追加や庁内電話設備用配線の追加であります。

最後に、機械設備工事について、約120万円の増となり、主なものとして、既存配管及びバルブの改修追加、温水器の仕様変更をするものです。これらをトータルして、2185万7000円を増額変更とさせていただきます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○横光委員長 ただいま、議案の説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

○藤井委員 はい。委員長。

○横光委員長 藤井委員。

○藤井委員 今度は、この改修される会議室になるところ、空調はどういう状況になっているのかお聞かせください。

○横光委員長 議案に対する質問をお願いしたいと思います。

○藤井委員 しませんかね。

○滝口三良坂支所次長 委員長。

○横光委員長 滝口次長。

○滝口三良坂支所次長 会議室と申しますのが、こちらの建築工事の中の旧水道課事務所のリフレッシュ改修の中で、これまで本建物の中の2階にございました大会議室をこの旧水道課事務所の2階に移設といいますか、移動するものでございます。こちらにつきまして、空調につきましては、こちらの建物がプレハブということもございまして十分な空調設備をつけることで建物の快適な会議室としての利用ができるように新設をするものでございます。

○横光委員長 藤井委員、よろしいですか。藤井委員。

○藤井委員 リフレッシュ改修の中に、空調っていうのがないので、ちょっと心配したんですよ。エアコンがつかますよ。空調っていう文言があればと思ったんですが、今まで、そこに、じゃあ、据え付けてあるもので大丈夫だったのかなっていうふうな思いがあったんで、そうじゃないのであれば、この建築工事の中に空調費用も含まれているのか、電気設備工事の中に含まれてるのかと、どこに含まれてるのかなというふうになんか思ったので、質問させていただいたんですが。

○滝口三良坂支所次長 委員長。

○横光委員長 滝口次長。

○滝口三良坂支所次長 こちらの方はこの水道課事務所のリフレッシュ、改修につきましては空調

工事の方も建築工事の費用の中に含まれております。

○横光委員長 含まれている。はい。他に質問ございませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 はい。他にないようでございますので、以上で議案第72号に係る質疑を終了いたします。

三良坂支所、都市建築課の皆さん、ありがとうございます。

説明員が交代いたしますので、しばらくお待ちください。

(三良坂支所・都市建築課 退室 選挙管理委員会事務局 入室)

○横光委員長 よろしいですか。はい。

それでは、次に、議案第65号「三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○児玉選挙管理委員会事務局長 委員長。

○横光委員長 はい。児玉選挙管理委員会事務局長。

○児玉選挙管理委員会事務局長 それでは、議案第65号「三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(案)」についてご説明いたします。

本条例は、市議会議員選挙及び市長選挙において、選挙運動の自動車の借り入れ、ポスターの印刷、ビラの印刷に係る、要する費用の公費負担について、必要な事項を定めたものです。

公費負担の単価につきましては、公職選挙法施行令に定める額を準用しておりますけれども、令和4年4月6日、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、単価の一部が増額されたため、関係条例である三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

公職選挙法施行令に規定する公営単価につきましては、人件費や物価の変動を考慮し、3年に1度の参議院議員通常選挙の年に見直しを行うこととなっております。

それでは、改正案について、ご説明いたします。新旧対照表の方ご覧ください。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費の支払いについて定めたものです。

第2号、アの改正は、レンタカー方式の契約に係る自動車の借り入れ代の単価を1万5800円から1万6100円に改正しようとするものです。

同号イの改正は、レンタカー方式の契約に係る1日当たりの燃料代の単価を7560円から7700円に改正するものです。

第9条及び第10条は、選挙運動用ビラの作成に係る行為負担について定めたものですが、1枚当たりの単価について、7円51銭から、7円73銭に改正するものです。

第13条は、選挙運動用のポスター作成の公費の支払いについて定めたものですが、1枚当たりの単価を525円6銭から541円31銭に、作成にかかる企画費について、10万3500円から10万5417円にそれぞれ改正しようとするものであります。

この企画費でございますけれども、公職選挙法施行令によりましては、現行の単価が31万500円。改正後の単価が31万6250円となっておりますけれども、本市におきましては、これの3分の1を公費

の金額として定めさせていただいております。

改正した場合の影響額についてでございますけども、レンタカー方式で車を借りられ、ビラ4000枚、それとポスター作成、掲示場が三次本市におきましては386ヶ所ありますので、386枚、作成された場合、1人当たり1万2066円の増額になるものと想定をしております。

本条例の施行期日は公布の日からとなります。簡単ではありますが、以上で議案第65号の説明を終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○横光委員長 はい。ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方の挙手をお願いいたします。

○齊木委員 はい。委員長。

○横光委員長 齊木委員。

○齊木委員 すいません。非常に立候補する方には、ありがたいことであります。

燃料費についてですね、これ、今ちょっと燃料がすごく不安定な状態なんですけど、出された根拠というのがやっぱり、どんな根拠で出されていますか。

○横光委員長 はい。児玉事務局長。

○児玉選挙管理委員会事務局長 この度の改正はですね、最近の物価の変動、元年10月に行われました消費税増税、こちらの方を反映して、限度額の引き上げとなっております。

なかなかですね、今現在の物価でありますとか、燃料というのがですね反映したものではなくてですね、そういったものは、また次回3年後の見直しの時にですね、反映されるものではないかというふうに考えております。

○横光委員長 よろしいですか。はい。他に質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 はい。他にないようでございますので、以上で議案第65号に係る質疑を終了いたします。

選挙管理委員会の皆さん、ありがとうございました。

ここで一旦休憩に入ります。再開は午後1時とします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○横光委員長 休憩前に、引き続き委員会を再開します。

それでは、議案第63号「三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

○細美総務部長 委員長。

○横光委員長 細美総務部長。

○細美総務部長 それでは、着座のままにて失礼いたします。

議案第63号「三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案)」についてご説明申し上げます。

タブレットの方にも、資料を出させていただきます。

本案は、令和3年人事院勧告に係る、人事院規則の改正及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正が行われましたことから、本市においても同様の制度とするため、関係条例であります三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容につきましては、非常勤職員、これは会計年度任用職員になりますが、その育児休業の取得要件の緩和及び柔軟化について規定を改正するものでございます。

2点ございますが、まず1点目といたしまして、この出生後8週間以内の育児休業ができない職員の要件の規定をこの出生日から起算して8週間と6月を経過する日までの間に、任期が満了することが明らかな職員に限定することによりまして、8週間以内の育児休業を取得できる職員の要件を緩和するものであります。

2点目は、子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化を図るものでありまして、1歳6ヶ月または2歳まで延長して取得する場合、期間途中での夫婦交代での取得を可能とするほか、特別の事情に該当すれば、1歳到達日から連続していない期間の取得ですとか、複数回の取得、こうしたものが可能となるよう改正するものであります。

また、この改正に関連しまして、1歳到達日以降の育児休業について、1歳到達日の翌日を初日とする場合は、取得要件の確認を不要とし、また、育児休業の請求期限を2週間前までに短縮する扱いを、1歳到達日以前までに請求する場合と変更するものでございます。

なお、施行日につきましては、国家公務員に準じまして、令和4年10月1日とするものであります。以上でございます。

○横光委員長 はい。ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方の挙手をお願いいたします。

○徳岡委員 はい。委員長。

○横光委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 はい。2点質問いたします。

1点目はですね、ちょっと資料の提出いただいたこの改正内容の資料の1番の②なんですけれども、ちょっと任期が満了すること、及び引き続いて採用されないことが明らかでないという文言がですね、ちょっと分かりにくくてですね、ここちょっと、詳しく説明いただきたいということ。育児休業と産休の関係性から考えると、取られる方っていうのはすごく少数なのかもしれないんですけども、今現在該当の職員さん等はいらっしゃるかどうかっていうことを、お伺いします。

以上2点です。

○横光委員長 はい。桑田総務課長。

○桑田総務課長 はい。まず1点目の、この文言ですけれども、こちらの文言について、条例に記載してある文言で少々わかりにくくございますので説明させていただきますと、この経過する日までに任期が満了すること、引き続いて採用されないことというのがですね、三次市の場合はほとんど該当がございませんけれども、必ずこの任期で、もう、次は雇うことがありませんということを示している場合という意味ですので、三次市の場合は、継ぎ目雇いませんという明示をするこ

とは、ほぼありませんので、こういった場合で該当にならない方はおられませんけれども内容としてはそういう意味でございます。

それから、実際にこういう方が、該当がおられるかということでございますけれども、この57日と6月を経過する日までに任期が満了するということになりますと、6ヶ月と8週間の任期を定めている方等々が該当になりますけれども、ほとんどの方が1年度間の任用をさせていただいておりますので、場合によっては、事業で3ヶ月単位というような方もいらっしゃるけれども、そういった方も引き続いて採用しませんという、明言はしておりませんので、この要件で、とれない方というのは、ほとんどいらっしゃらないというふうに考えております。

○横光委員長 はい。徳岡委員。

○徳岡委員 はい。かなり、わかりにくい、すごく、こう、はざまの制度なので本当に条例なのでわかりにくいと思いますので、かなり少ないとは思いますが、該当される方、これからも少ないとは思いますが、やはりちょっとわかりやすく、職員さんに、こういった方が、もし、いらっしゃる場合の条例の改正だと思いますので、そこわかりやすく丁寧に伝えていただけるようお願いしたいと思いますが、そのお考えをお聞かせください。

○横光委員長 はい。桑田課長。

○桑田総務課長 はい。会計年度の方には、休暇の一覧といいますか、マニュアルを採用の時であったり、いつでも見れるように、休暇休職育児休業等についてという、資料を整理しております、相談がありました。または、いずれも見えるようにして制度の説明をしっかりと書かせていただいておりますので、こちらの方にも、わかりやすく、また整理して、相談があれば、速やかに説明させていただけるように準備したいと思います。

○横光委員長 はい。よろしいですか。他に質問ございませんか。

○齊木委員 はい。委員長。

○横光委員長 齊木委員。

○齊木委員 この説明の中にですね、夫婦とあります配偶者。この配偶者については、やっぱり同じような市の職員ということになるんですけど、それ以外の方になるんですか。

○横光委員長 桑田課長。

○桑田総務課長 はい。この度の改正ですけれども、民間の事業所におかれても同様の法律の改正がされておりまして、配偶者の方が市の職員以外の方でも交代で取れるということになっております。

○横光委員長 はい。齊木委員。

○齊木委員 その際の休みの調整というのは、やっぱり、両方の上司と言いますか、あれが判断するものですかね。日にちの調整といいますか、取得される日にちについて。

○横光委員長 桑田課長。

○桑田総務課長 はい。育児休業、本人の申請によって承認するというのは公務員であっても民間であっても同じでございますけれども、基本的には、本人の申請で大きく問題がなければ、承認されますので、特段の調整等ということはありません。

○横光委員長 はい。中原副委員長。

○中原副委員長 表の一番下の、ちょっと自分が理解できなかったんで、ちょっとここだけ教えてもらいたんですけど。特別な事情言うところの、第二子が死亡したことにより第一子の育児休業を再度取得する場合等、ということがあったんですけど、ちょっと、このものがよくわからなかったんで、ちょっと教えてもらいたんですけど。

○横光委員長 はい。桑田課長。

○桑田総務課長 はい。特別の事情の部分でございますけれども、例えばでございますが、第一子の育児休業をされておられて、例えば、第二子が生まれた場合ですと、女性であれば産前産後の育児を取られる。男性であれば、そこで第二子の育児休業がを取ることができますので、例えばですけど、年子のように1歳違いで生まれられて、第一子を取られている途中で第二子の育児休業に切り換えたのだけれども、その第二子が不幸にも亡くなられた場合に、もう1回、第一子の育児休業に戻りたいとき、という場合に、こういった途切れた形で取れますという中身になっております。

○横光委員長 よろしいですか。

○中原副委員長 はい。

○横光委員長 質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 はい。無いようでございますので、以上で議案第63号に係る質疑を終了いたします。

続いて、議案第64号「三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○細美総務部長 委員長。

○横光委員長 はい。総務部長。

○細美総務部長 それでは、続きまして、議案第64号「三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)」について、ご説明申し上げます。

本案は、勤務1時間当たりの給与額の算定方法を改正する必要があるため、関係条例であります三次市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

その内容は、第14条に規定しております、勤務1時間当たりの給与額、いわゆる時間単価でございますけれども、この算出につきまして、算定式の分子に当たる部分が、現在、給料とこれに対する地域手当となっているものを、新たに、役職、調整手当、特勤手当、医師研究手当、特殊勤務手当を追加するものであります。

特殊勤務手当につきましては、規則で定めるものとしておりますけれども、予定しておりますのは、防疫等作業従事、放射線科検査科等従事、行旅死亡人等取扱に従事した場合の合計月額を追加する予定としております。

また、時間単価の改正が影響する手当としましては、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当が対象となるものでございます。

施行日につきましては、令和4年10月1日で、適用日につきましては、賃金請求権のあります期間、令和2年3月1日からとするものであります。

遡及分の、なお、支給につきましては、今議会で条例改正、可決いただきましたならば、10月給与支給日以降を順次支給をする予定としておるところでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○横光委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方の挙手をお願いいたします。

○竹原委員 はい。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 時効分ですよね。平成15年から16年か、その間の請求があった場合はどうなる。

ただ、時効分ということで、ただ、蹴ってしまうのか。それとも裁判でも起こされて、これは払わざる負えんようになるのか、それはどうなん。

○細美総務部長 委員長。

○横光委員長 はい。細美総務部長。

○細美総務部長 はい。今回の時効の規定を少しご説明させていただきますと、労働基準法の115条に、賃金の請求権の事項がうたってございますけども、これが現時点で当面の間、3年間ということになっております。で、令和2年4月1日に、実はこの労働基準法の時効の部分が2年から5年に延びて、先ほど申し上げましたように特例で当分の間3年になっております。

なお、この労働基準法の定めというものは民法上の請求、賠償請求等々よりも個別法で強いと、こちらの方が勝つというような見解が出ておりますので、現時点におきまして、万が一、いわゆる訴訟と起こされた場合でも、この時効の部分に関する根拠につきましては、こちら裁判では、この時効が認められるものと思っております。

また、あわせてでございますが、我々、公務員の場合、いわゆる条例等に基づかなければ、給料、お支払いできませんので、実質的な給料となる、例えば見舞い金とか、そうしたいわゆる名前を変えたものでございまして、同様に給料と判断されるようなものにつきましては、お支払いができないということで、時効以前のものについては、申し訳ございませんがお支払いができないという整理をさせていただくを考慮しております。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 この事案が発生して、請求みたいなことはあったんですか。ない。全然、そういう問い合わせも何もない。

○細美総務部長 委員長。

○横光委員長 はい。細美総務部長。

○細美総務部長 はい。特段、そうした請求等はいただいておりません。

○横光委員長 はい。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 はい。他にないようでございます。以上で、議案第64号に係る質疑を終了いたします。

す。

総務部の皆さん、ありがとうございました。

(総務部 退室)

○横光委員長 それでは、審査報告書に従い、順次採決を行って参ります。

議案第63号「三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）」の討論をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第63号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本案は原案の通り決しました。

次に、議案第64号「三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）」の討論をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第64号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本案は原案の通り決しました。

続いて、議案第65号「三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）」の討論をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本案は原案の通り決しました。

次に、議案第72号「工事契約の一部変更について」の討論をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第72号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本案は原案の通り決しました。

ここです、これまでの議案4件に対して、付すべき意見を徴収したいというふうに思いますが、意見がある方、挙手を願いたいと思いますが、ご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。はい。

それでは、ご意見はないということでさせていただきたいと思いますが、それぞれ、また考えて

いきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、最後にですね、請願第1号の「旧JR三江線伊賀和志区間の鉄道資産を活用したトロッコ運行実証実験の実現協力について」の採決を行いたいと思いますが、その前にですね、昨日、現地調査を行いました。また、本日、請願の説明、そして執行部の説明、質疑を受けて、委員の皆さん方の思いというか、意見をですね、いただきたいというふうに思いますが、よろしくお願ひしたいと思いますが、それぞれ、ご意見いただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○竹原委員 はい。実証実験についてはですね、やられたらええと思いますが、ただ、今言うように、当局が心配してるような賠償責任や維持管理、それから施設の整備などの、やっぱり状況がはっきりしてないですね。じゃけえ、NPOの皆さんがやられることについては、そんなに問題ないと思いますし、今、市の対応と、それから、地元作木の自治連の対応がやっぱりはっきりしてないと思うんです。そこがやっぱり、盛り上がらないと駄目だと思うんです。それで、予定者を見せてもらえば、作木から1名しか乗るようになってないんですね。この、予定表見せてもらえばね。じゃけえ、周辺の方が多いんでは、それでもいいんだけど、地元の盛り上がりとか、そういう取組が是非とも請願者、紹介議員2人おられますが、やっぱ、そのあたりはどういうふうに把握をされて、請願書を出されたかどうか、その辺りが事情をようわかって請願したんかどうかもわからんよね。それだけ、そういう、ところの意見というのはそういう思い、はい。

○横光委員長 他にございませんか。ちょっと聞かしていただければと思うんですが。はい。徳岡委員。

○徳岡委員 はい。私も一度乗らしていただいてですね、やっぱり三次市のすごく重要な資源として自然っていうものは、これから本当に都会の方も、田園回帰が進んでいる中で、今からしっかりとPRしていく必要があるのかと思うんですけれども、トロッコでちょっと高いところから江の川を眺めさせていただいて、また、こう違った視点で、江の川の魅力を感じることができ、そして、トロッコに乗っている家族の皆さんの表情だったりということも思い浮かべることができてですね、市長がずっと言われています、今ある資源を生かした、まちづくりを行っていくってことや、そして、すごく力を入れられているこのツナガリ人口ですね、それを増やしていくっていう部分に関しては、外からの観光を通して、そうやって三次市に関心を持っていただいたり、三次のファンをつくるっていう部分に関しては、非常に効果があるのではないかというふうに感じさせていただきました。すごく、トロッコという媒体も言われたように、皆さんが説明されたように、全国で3本の指に入るぐらいの観光のポテンシャルがあるっていうこともお伺いしていますので、やはり、一つ一つその危険性の部分に関しても、持続性の部分に関しても、実証実験を通して、一つ一つ詰めていくっていうことをやっていかないと、結局、もう両方が不安を抱えたまま、お互い疑心暗鬼になったままの状態、否決するっていうこと、しないっていう判断をするっていうことはすごく難しいと思いますので、それは、まずは実証実験を行うっていうところから始めるっていうことは必要になるのかなっていうふうに考えます。以上です。

○横光委員長 はい。意見ないですか。はい。宍戸委員。

○宍戸委員 はい。審査の時もお話をさせてもらったんですけども、同じ自治体であり、同じ自治

体の地域の活性化とか、観光を、資源を生かした取り組みをしようという思いでこの要望書を出されてきとるわけなんですけども、邑南町と三次市の対応の仕方が違うというのは、あまりにも、本来、こういう案件については、行政はもう少し前向きに応援をするという立場でないといけないんじゃないかなと。不安なような部分というのは、三次の場合、行政の方から不安だと、不安だという勝手に思っておられるように受けとめざるをえんのですよね。やっぱり、そのNPO法人さんと、やっぱりそこら辺の不安材料を払拭する上での、ちゃんとした話し合いの場を設けるとか、そういうところで、よし応援してやろうという雰囲気を持っていてもらいたいと思うんです。でないとおそらくの、地域の盛り上がりといいますか、が、途絶えることになる。マイナスの方向に向かうような、これ案件だと思います。自治連の方というのは、やっぱり検討委員会との関わりということなんでしょうけども、検討委員会で検討されたのは譲渡のことについて検討されて、その後において無償貸与という条件がJR側から変更の部分も出てきたんですよね。ですからそこを、いつまでも検討委員会のところを出してからされるというのは、いかがなものかなというふうに思います。ぜひ、これは前向きに行政は検討をすべきことだろうというふうに私は思います。

○横光委員長 ありがとうございます。はい。齊木委員。

○齊木委員 皆さん、今言われた中で同じなんですけど、今、実際、このことについて邑南町とJR西日本との話し合い、三者での話し合い、また、借りたいというものに対して、との話し合いが今現在、全くできてないということがあるんで、やっぱりそこら辺の条件面の折り合いとかそういう危惧される部分の話し合いをできれば、市の方も積極的にやっていただいてから、貸借の契約の判断をしていただきたい。安全対策も当然その中に入ってくると思います。積極的に前に進んで欲しいと思います。

○横光委員長 はい。中原副委員長、いかがですか。はい。中原副委員長。

○中原副委員長 いろいろと話を、先輩議員の方からも聞かせてもらって、やっぱりその地元に長くおる自分としては確かに、地元が盛り上がってない現状を、ご指摘があったように、それは感じる部分があるなと思ってですね、それは本当に自治連だけの問題でなくて、その地元に住んでる人間がそういうふうになんかまだ盛り上がってないところが、市の行政として、やっぱり一歩前進できない部分かなと思うんです。ただ、後から盛り上がってきたから、三次市もというようなことになると、やっぱ、ちょっとそれは、何分、後から乗ったようなところもありますので、それも実証実験でやってみて駄目なら、そこで改めて、三次市においても、ちょっとこれは難しいじゃないかというような検証を見た上でやるというのも一つの選択ではないかと思っておりますので、今回のその何年という区切りはわかりませんが、実証実験をするという方向で進めていていただきたいという思いがございます。以上です。

○横光委員長 はい。ありがとうございます。それぞれ、お考えを聞かせていただきました。

この請願についてですね、当初はどうだろうかということで、どうしようかな、継続審査にしようか、採決しようかという考えもございましたけども、今の聞かせていただくと継続というようなことにはならないと思っておりますので、採決ということにさしていただいてもよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。それでは、請願第1号を採決いたします。

討論ある方がありますか、討論がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

はい。討論は無いようでございますので採決をいたしますが、本案についてですね、本請願について、妥当であるというふうに、願意妥当というふうに考えておりますけれども、これについてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よろしゅうございますか。はい。

それでは、請願第1号の「旧JR三次三江線伊賀和志区間の鉄道資産を活用したトロッコ運行実証実験の実現協力について」は、願意妥当ということで採択することとに決定させていただきます。

この請願の審査結果に至った理由、委員長報告に付すべき意見については、先ほどの質疑やご意見をいただきましたことを中心に正副委員長の方でまとめさせていただきたいと思いますが、正副委員長に一任していただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。ご異議なしと認めさせていただきます。ありがとうございます。

以上で本委員会に付託されました議案等の審査がすべて終了いたしました。昨日の現地調査、本日の審査、2日間にわたる議案等の審査、大変お疲れ様でございました。

以上で総務常任委員会を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

午後1時34分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和4年9月9日

総務常任委員会

委員長 横 光 春 市